

## 中世における後家相統

——『鎌倉遺文』を素材として——

野村育世

### はじめに

日本の中世における女性と財産の研究は、主として不動産の相統を中心に行なわれ、戦前からの長い蓄積がある。かつては、鎌倉時代に女子が男子と並んで所領を譲与され、それが単なる婚資（持参財）に留まらなかった事実自体が、研究者にとつての大きな驚きであったのである。こうしてこの問題は、戦前においては主に法制史研究の、戦後は主に女性史研究の重要なテーマとして、<sup>(1)</sup> 説明が進められてきた。近年では、古代・中世の社会構造をとらえる根本的な問題として、<sup>(2)</sup> 家族・親族の構造、「家」の形成と変化が注目を集めている。本稿では、中世前期の「家」を読み解く鍵となりうる後家の相統について検討する。

ところで、これまでの女性相統を扱った研究においては、「女性である」ということで、しばしば「女子」相統と「後家」相統

とを混同して論じてきたように思う。女子相統とは娘が親の財を相統することで、後家相統とは妻（寡婦）が夫の財を相統することである。従来の研究では、女性の地位を評価するのに性急で、後家相統については「夫権に支えられたもの」としてあまり重視しない傾向があった。しかし、この後家相統の在り方こそが、古代とも、中世後期から近世に至る家とも異なる、中世前期的な「家」の特質を示すものであると考えるので、本稿では鎌倉時代の後家相統について集中的に検討を加えたい。史料には竹内理三氏編『鎌倉遺文』（東京堂）の一卷から三三巻、即ち一一八五（文治元）年より一三一五（正和四）年の古文書を用いる。

なお、本論に入る前に、女子相統について概略を述べておく。中世の女子相統は、当初は永代譲与であったが、鎌倉時代後半期になると一期分として、あらかじめ女子の実家の人間の中で未来領主を定め、女子一生の後はその人物が相統するという方式が取られるようになる。女子の婚家先で生まれた子供に所領が譲られ

て、所領が流出するのを防ぐためであった。さらに、十四世紀に入り、それぞれの「家」で、従来の分割相続をやめて嫡子単独相続に移行すると、女子分は極少化されるが、他家に嫁に行く女子の不安定な立場への配慮として、なお狭少な土地や年間何石という米が一期の間、与えられることが多かった。<sup>(3)</sup>

## 一、後家相続という形

「後家」の語は、現在では通常、寡婦の意味で用いられるが、古代では妻に限らず、遺族全般を指す言葉であった。「遺族」から「寡婦」への語義転換は、平安中期、撰関全盛期以後、夫の死後、「家」を寡婦が代行する慣習が生じてからである。後家相続の登場は、平安後期、十二世紀に入るところからである。<sup>(4)</sup>

後家の相続には、その意義を異にする二つの種類がある。一つは、夫亡き後の「家」における支配権そのものを継承することであり、もう一つは、夫から所領の一部を、諸子同様に割き与えられる所謂「後家分」である。例えば、『伊勢光明寺文書』に登場する度会雅継は、一二五四（建長六）年五月十一日に子供たちに田畠や財物、所従を分譲したが、後家に対しては「抑雖可有後家分、他腹子息不相交之上、不可有改娘之儀、然者存命之間、田畠舍宅所従財物、一向進退、可被憐愍子息等、有不忠不當事之子息者、不可充得分」と述べて、他腹の子がおらず後家改嫁もないであろうというを理由に「後家分」を分けず、子息らに分けた

家の財産全ての管理を委任している（『鎌倉遺文』、以下『鎌』と略す、七七四八号）。即ちこの後家は、先に述べた二種の後家相続のうち、後者は与えられず、前者のみ全面的に手に入れたわけである。二種の後家相続は、それぞれ性格を全く異にするものであるから、ここで節を改め、それぞれについて検討したい。

## 二、後家権

はじめに、「家」の支配権の継承という側面に注目する。家父長が所領未処分のまま死去した場合、遺領の処分はどのように行なわれたのか、後家の関与はどのようであったのか、実例を逐って見て行きたい。

(1) 一一一八（建保六）年四月二十八日、大江姉子は、亡夫僧延尊が未処分のまま遺した「重代相伝」の観心寺庄下司職を、夫存生の時の意趣に任せて、龍太丸へと譲った。龍太丸とは、名前からして未成人であり、延存・姉子夫妻の子供と思われる（『観心寺文書』「大江姉子譲状」、『鎌』二二六九号）。

(2) 一二三一（寛喜三）年七月十一日、河瀬末久の後家は、亡夫の未処分地を女子河瀬四子に譲与した。この時、嫡子は他行している最中であった。その処分状には、「母後家」の他に一女河瀬姉子、二子、三子と三人の娘たちの連署がある（『武蔵根岸文書』「後家某処分状」、『鎌』四一七二号）。

(3) 一二二二（弘長二）年八月十七日、沙弥縁仏の後家尼住妙は、

夫が頓死したため、嫡子藤原光弘に夫の相伝私領の田一所を譲った(『山城大徳寺文書』「尼住妙田地讓狀」、『鎌』八八五九号。なお、『鎌』八八八七号に光弘の売券がある)。

(4) 一二六六(文永三)年十二月八日、委文行重の後家播磨氏は、亡夫の相伝并伝領地の田畠等を嫡男委文光行に譲与した(『勝尾寺文書』「委文行重後家播磨氏田畠等処分狀」、『鎌』九六〇七号)。

(6) 一二八四(弘安七)年二月晦日、浄円房の後家は、浄円房が未処分のまま死去してしまったため、浄円の相伝私領である紀伊国志富田庄内の名田一段を、子息熊女に宛て譲った(『高野山文書又統宝簡集』「浄円房後家田地充文」、『鎌』一五〇八六号)。

(6) 一二八四(弘安七)年十二月日の「惣善畠地売券」で、惣善が売却した大和国平群郡の畠地三段は、もとは巨勢友清先祖相伝の私領であったが、友清が頓死したため、友清後家の沙汰として惣善に配分されたものであった(『額安寺文書』、『鎌』一五三九八号)。

(7) 一二八八(正応元)年十月、渋谷明重後家の寿阿弥陀仏は、子息の一人平四郎入道有重が死去したため、その跡の所領公田四町余と村及び公事を、残る子息たち、平次入道公重、せうくわん房(重高)、おくのごぜん、たきのごぜん、平三郎入道には均等に配分している。ここでは、既に子息に譲与された所領に対しても、子息が未処分で死んだ場合、母である明重後家が処分権を持っている(『入来院岡元家文書』「尼寿阿置文案」、『鎌』一六八〇二

号)。

(8) 一二八九(正応二)年十二月、尼法阿弥陀仏は、金剛峯寺領紀伊国伊都郡小田村の田畠二段半を、高野山大師御影堂に寄進しているが、この土地はもと金峯山住善願の供奉相伝の私領であり、彼が頓死したために法阿弥陀仏の計いで寄進したのだという。寄進狀に統柄は示されていないが、後家尼ととのが普通であろう(『高野山文書統宝簡集』三「尼法阿弥陀仏田畠寄進狀」、『鎌』一七二四二号)。

以上の例に見られるように、亡夫が未処分のまま遺した遺領は、後家が処分するというのが一般的であった。これに対して、後家が子息と共同で処分をした例も、少数だが見られる。次に見てみよう。

(9) 一二四一(仁治二)年四月三日、祝<sup>はゆ</sup>今木経方が未処分のまま遺した先祖相伝私領一所を、嫡男今木経員と後室中原氏が連名で女子字仁王女に譲与している。讓狀には兩名の花押が据えられている。『鎌倉遺文』は、この文書名を「今木経員田地讓狀」としているが、本文中に「嫡男今木経員與後室中原氏シテ」と記されている以上、「今木経員中原氏女田地讓狀」とすべきである(『山城田中教忠氏文書』、『鎌』五七九五号)。

(10) 右の(9)の例と同様に、後家と嫡子が連署している例がある。一二四二(仁治三)年二月三十日、死亡した行永の売得所領摂津国粟生村内の田一八〇歩を、後家の支配によって字藤平なる人物に配分し、且下に「嫡男國行」、その次に「母堂中臣女」と後家

の名があり、それぞれ略押が押してある。ここでも(9)同様、『鎌倉遺文』は文書名を「長谷國行田地處分状」と付けるが、この場合、嫡男国行の名は目下の署名のみであり、本文中には「以後家之支配、字藤平限永年御配分実也」と専ら後家による処分であったことが書かれており、内容と合致しない。「行永後家中臣女田地処分状」とでもすべきであろう。但し、嫡男が子供達の中でただ一人署判を加えていることは重要で、後家の処分権に対して嫡子の発言権が徐々に及んできたことを物語っている(『撰津勝尾寺文書』、『鎌』五九九〇号)。

(11)一二三三(貞永二)年二月十日、藤原安国が売買相伝の私領田地を未処分のまま死去したため、後家并子息等之沙汰」として、乙玉丸なる人物に売っている。ここでの売主はやはり後家であったように、署判は目下に「売後家」とあり、以下「嫡男僧」「藤原二子」「同三子」「同四子」とあって、嫡男と三子が花押、他は略押を据えている(『百卷本東大寺文書』五、「藤原安国後家等田地作手売券」、『鎌』四四三九号)。

(12)一二八八(正応元)年十一月一日、故大中臣某の未処分の畠地一八〇歩を「諸子等後家共に」知行してきたが、必要が生じたため、「嫡子大中臣字葉王次郎」、「一女子同字立与宮」、「後家山下氏子」が連名で売却している。『鎌倉遺文』はこれもまた「大中臣葉王次郎畠売券」としているが、如何なものか(『伊勢光明寺文書』、『鎌』一六八〇五号)。未処分地の配分に関するその内容にかかわらず、男性名を代表として文書名に付してきたこれま

での史料編纂の在り方に、それ自体歴史性を感じてしまう。

以上、後家の権限について見て来た。次に、亡夫から子供たちに譲与された所領に対する後家の管理権(文書には「沙汰」「進退」と表現されている)について見ていきたい。

夫の死後、子息らが幼少である場合に、成人を待つ期間、母である後家が代わって中継ぎ相続をすることは、既に多くの事例が紹介されている<sup>(5)</sup>。ここで一例を挙げれば、一二三八(暦仁元)年十二月十七日、正二位前参議中山忠定は、両親より相伝した所領、文書以下資材物雑に至るまで全て、「家嫡」基雅に譲り、基雅に子が無い場合は弟地蔵御前を子にして譲るようにと、嫡子単独相続を非常に早期に開始しているが、その中に「おのゝ成人以前は、母堂のはからひにて、何事もさたあるへきなり」と書き加えている(『書陵部所蔵文書』「中山忠定謹状」、『鎌』五三五五号)。

しかし、この中世前期における後家の権限は、単に子息成人以前の中継ぎ役にとどまらず、子息成人の後も亡夫遺領に対する管理権が温存されることが普通であった。それは、個々の譲状において、繰り返し確認されている。例えば、源時兼は一二四八(宝治二)年八月八日の譲状で、女子とちござんに新田庄内の郷・村を譲与して「はゝのころをそむかむにいたては、はゝのしんたいにてあるへし」とした(『正木文書』「源時兼譲状」、『鎌』六九五号)。また、青方能高改め沙弥寛尋も一二八七(弘安十)年正月十五日子息たかいえに肥前国青方の地頭職を譲与した際に、

「たゞし、こけそんしやうのあひたへ、めいをそむくへからす」と言い添えた(『青方文書』「覚尋讓状案」、『鎌』一六一五二号)。

このような後家の権限は、実際にどのように行使されたであろうか。例えば、度会氏は、病で死んだ夫よししげ神主の未処分の所領田地を、遺言に従って男女四子に分割して知行させてきたが、一二三三(貞永二)年、急に必要が生じたため、自分一人の名で売り払っている。その時、「もしわかこともなかに、わつらいいたす<sup>(6)</sup>とんからあらへ、それかさととして、ほんちをかへすへし」との文言を付し、自分の責任において保障することを述べている(『伊勢光明寺文書』貞永二年二月十三日「度会氏子田地売券」、『鎌』四四四一号)。また、一二八五(弘安八)年六月五日、相馬胤村後家尼阿蓮は、女子こまやさに譲与した相馬御厨内の村と屋敷三町を、こまやさが出家したのを理由に、悔い返して嫡子師胤に譲与している(『相馬家文書』「尼あれん讓状」、『鎌』一五六〇五号)。『朽木文書』の尼めうごは、一二九二(正応五)年十月二十四日、四郎ゆきつなに譲るべきであった地頭職以下の所領を、亡父の命に背く不孝の者であるとして、ゆきつなを勘当し、甥の出羽三郎さなもんよりのぶに譲った。(『朽木文書』「尼めうご讓状」、『鎌』一八〇三五号)。このように、後家は子供らに既に譲与された所領に対しても、悔返して自分の気に入る子に譲与したり、売却したりした。幕府法でも母子対論は禁じられているので、子供の側から異議を唱え、訴訟に及ぶこともできなかった<sup>(6)</sup>。である。

以上に見たように、鎌倉時代十三世紀までの後家は、多くの場合、

(7)夫が未処分で遺した所領を男女子息に分配

(1)夫から子息らに譲与された所領に対する管理・処分権

(9)それも、子息成人以前の中継ぎに留まらず、後家存命の間、  
持続される権限

を持った。このような後家の権限(仮に「後家権」とする)は、夫と互いの所領を持ち寄り、一体的な経営を営んでいる妻の立場<sup>(7)</sup>と、当時の「家」において絶対的とされた親権の一方を分け持つ<sup>(8)</sup>母権の複合したものと考えられる。

それでは、このような後家権の強い「家」において、何らかの問題は生じたであろうか。例えば、大法師永範が東大寺上司東辺阿弥陀院の敷地を未処分のまま死去したところ、養子と門弟たちが「後家恣文書盗取了」として合議し、一一九四(建久五)年十一月、所領を僧永殿に配分した例がある(『大和宝珠院文書』、『鎌』七六〇号)。また、法隆寺領播磨国嶋庄では、桑原貞久が長く下司職を務めてきたが、死去したので、子息貞保が成人するまでの間、後家尼浄心が代官として下司職の沙汰を行っていたところ、息子との間が不和になり、浄心は異姓他人の者に譲与してしまい、寺家と対立した(『春日神社文書』建長五年八月三日「法隆寺牒」、『鎌』七六〇五号)。このように、後家が後家権を全うせんとする時、力を伸ばしつつある嫡子との間にトラブルの生じることがあった。実子であっても、成長すれば人間的に不和が生

じることはい多いのであり、継母子の間には特にトラブルが頻発し、瀬野精一郎氏編『鎌倉幕府裁許状集』（吉川弘文館、一九七〇年）にはそのような相論が数多い。先に見た、後家と嫡子の連名の処分状ないし売券は、かかるトラブルを防止するためのものであろう。後家と嫡子との競合は、この時代の「家」の不安定さでもあった。

そうした中で、後家が嫡子の下に置かれることが散見されるようになる。早くは一二三三（貞永二）年二月十六日に肥後国の天草種有入道が本砥島の地頭職を嫡子播磨局に譲り、そのうちの浦・村を「めにて候も乃」即ち妻とこまわり、女子をくま、又太郎入道に配分し、妻もこまわりもをくまも、播磨局を自分の跡と思ひ、その命に違わぬよう規定している（『志岐文書』「天草種有讓状案」、『鎌』四四四四号）。

十三世紀後半になると、後家が夫から譲与される後家分所領が減少し、子息に譲与された所領の収益の一部が後家に分け与えられることが多くなる（次節で詳述）。その場合、後家と嫡子との関係はどのようになるのか。一二六四（文永元）年四月二十九日に、清原重成は田三段を売却しているが、実はこの三段の所当は後家比丘尼妙貞（重成母か）の取り分であった。重成が他に売ってしまったため、妙貞の所当はなくなってしまったのである（『白河本東寺文書』一六七「比丘尼妙貞去状」「清原重成田地売券」、『鎌』九〇八七、九〇八五号）。一三一（延慶四）年二月二十五日の「相良蓮道置文」では、後家は皆実母であるので、特に後家

分は譲らないとしながらも、女子たちに所領を譲与しないので、女子が夫に捨てられ「まどひもの」になった時、母として扶持してやることができるようにとの配慮から、母一期の間、成恒名の米を一年に十石を与える、と記している（『相良家文書』、『鎌』四二二六号）。ここでは、父の置文が効力を持ち、後家の「沙汰・進退」即ち管理権が留保されていない。さらに、一三一五（正和四）年の「色部長綱讓状」は、子息が母に対して地頭職を讓つた例である。本文には、「右、かのところは、なかつなさうてんのちりやうなり、しかるをてつきのしやう等をあひそゑて、はゞ御せんにゆつりまいらせ候、御いちこは、こゝろやすく御ちぎやうあるへく候、たゞしこのところは、そりやうにつたわるところにて候へは、御いちこのゝちは、三郎なかとものにゆつりたふへく候」とあり、一期の後の領主まで定められていた（『出羽伊佐早謙氏藏色部文書』、『鎌』二五五九九号）。この場合は、完全に母と子の関係の逆転が見られる。ここでは、以前のような後家権の存在は想定し難い。

以上に見てきたように、十二世紀に成立した後家権は、鎌倉時代の十三世紀半ば以降、後退して行き、十四世紀に入ると嫡子優位が父の置文に支えられつつ支配的になっていく。この後家の歴史は、女子相続が、十二世紀に男子より少分となり、十三世紀半ば以降、一期分が増加し、十四世紀に入り単独相続に移行するや、消滅ないし極少化される歴史と、時期的にほぼ一致している。母親は、女子一期分の成立と同時に、自分の子に自身の所領を譲与

表 後家分に占める一期分の割合

年	後家分 総数	永代譲与	一期分 譲与	一期分の 割合(%)
1186—1195	3	3	0	0
1196—1205	5	4	1	20
1206—1215	3	2	1	33.3
1216—1225	1	1	0	0
1226—1235	5	1	4	80
1236—1245	12	4	8	66.7
1246—1255	10	7	3	30
1256—1265	9	4	5	55.6
1266—1275	9	3	6	66.7
1276—1285	14	5	9	64.3
1286—1295	5	0	5	100
1296—1305	11	2	9	81.8
1306—1315	11	2	9	81.8

『鎌倉遺文』1～33巻より作成

することがなくなるから 親母の親権は後退するはずであり、また夫婦で所領の持ち寄り経営を行っていたものが、女子分の狭小化により困難となっていたはずで、それらに支えられた後家権も後退したのである。

院政期から十四世紀に至るまでの「家」、即ち「中世前期的『家』」は 父権母権双方を含む親権の絶対性をその原理にした。中世後期の十五世紀後半になると、隠居制の開始によって父権が後退すると考えられているが、母権の後退(或いは主婦権的なものへの吸収・観念的な「母性」への変質)は、既に十四世紀南北朝期には支配的となっていたのである。

### 三、後家分

次に、妻が夫の所領の一部を、諸子たち同様に分割譲与される後家分について見ていく。後家分の例は、鎌倉時代には極めて多いが、夫が妻に後家分を分ける論理は、「年来夫妻」「年来の芳契浅からざるにより」と夫婦の絆を強調したり、「数子の母堂」であることが理由にされている。一方で、後家分を譲らない場合に、「皆同父一腹子」(『民経記寛喜三年四月巻裏文書』文治二年十一月二十二日「荒木田忠時処分状案」、『鎌』一九二号)、「他腹子息不相交之上、不可有改娘<sup>(嫁)</sup>之儀」(前出『鎌』七七四八号)、また『相良蓮道置文』の「こけへいづれもしちほなれへ、へつにさしわけてゆつる事ハなし」(前出『鎌』二四二二六号)など、子供たちの実母であることが譲らない論理として強調されている。つまり、後家分を譲る理由は、他腹の子も交じる「家」の中で、後家が安定した生活を送り、また「家」の中のトラブルを予防するためであったと考えられる。その背景には、妻が自身の親から譲られる所領の減少という事情がある。

ここで、後家分の変遷を追ってみよう。上の表は、『鎌倉遺文』所収の文書から後家分を譲与しているものを拾い、年不詳のものを除き、一一八六年から一三一五年までを十年毎に区切り、一期分の占めるパーセンテージを示したものである。これを見ると、鎌倉初期には少なかった一期分が、次第に増加し、十三世紀後半

期ではむしろ主流となる。後家分も、女子分同様に、永代から一期へという道筋をたどっているのである。女子一期分は、通常、生家の所領の婚家への流出を防ぐためとして説明されるが、後家分の場合は改嫁するなどして、他夫との間に子ができた場合、さらに流出するのを防ぐためであろう。

後家分が永代譲与であるか一期分譲与であるかということの違いは、後家に処分権があるかないかの違いである。例えば、小早川本仏の後家尼浄仏は、夫から一二五八（正嘉二）年、安芸国沼田庄内の屋敷以下の所領を一期の間譲られ、一期の後は女子松弥に譲り、もし松弥に子がなく母より先に死去した場合は松弥の兄弟たちの子に譲るよう定められた。ところが、松弥は子供を残して死去した。浄仏はこの時、松弥の子の中で経継のみを除外して配分を行なって、後に相論の種を残したようだ。経継は「浄仏為一期領主、除経継令分譲之条、甚非正儀」と述べて、浄仏は一期領主であるから処分権がないと強調した。だが経継は、別の箇所では、「祖母尼申子細之間、依難背彼命」と述べて、「家」の中で後家尼浄仏の権限に逆らいかねており、伝統的な後家権を持ち続ける浄仏と、一期領主という地位との間の矛盾が見てとれる（『小早川家文書』正応二年閏十月九日「関東下知状」、『鎌』一七二七八号）。

十四世紀に入ると、前節で触れたように、後家分は子息の所領の一部から得分のみを与えられる形が増加する。また、後家分が全く譲与されない例も生じてくる。その事情は、前に挙げた「相

良運道置文」に詳しい。

### 結びにかえて

以上に見てきたように、中世前期的「家」では、父系直系継承が行なわれる中で、嫡子の優位が既に形作られながらも、まだ諸子分割相続が行なわれ、女子も所領の譲与を受け、自分の子にそれを伝えることができた。そこでは、直系継承が行なわれる中で、親権（父・母）が絶対的なものとされ、親の教命ということが、「家」の秩序を保つ最高のもので機能していた。本稿で検討した後家権は、右のような「家」にとって必要不可欠なものであった。しかし、鎌倉時代の「家」は形を変えていき、十四世紀には、父系嫡系単独相続を達成させる。「家」の在り方を通観する時、中世前期はその成長期とも言うべき、言わば長大な過渡期と言い得るであろう。女性全般の経済的地位が低落傾向を見せた時、中世前期的「家」が形成されたが故に、逆説的に開花したのが後家の地位であり、母性尊重思想であったと言える。しかし、単独相続が開始されて「家」が次の中世後期的段階に入ると、後家もさほど必要とされなくなってしまうし、母性尊重も極めて観念的な思慕に変わってしまうだろう。

最後に、夫婦の財産と経営について言及し、結びにかえたい。夫婦がそれぞれの生家から所領を譲与されている場合、夫婦財産は別産を原則とし、それぞれの名義で処分等がなされていたよう



であるが、共有的な面もあった。例えば、夫の負債のために妻が祖母から相伝した田を「夫婦相共」に流した例(『東大寺文書』四一七三、嘉禄二年正月十一日「藤原氏女田地流文」、『鎌』三四五〇号。なおここで、妻は夫を「縁友俊有」と称している)や、自分が貧しくて課役に耐えぬことを起請文で強調する時に「又住宅屋敷申候モ、妻女之屋敷尔て候」と述べた夫の姿も見られ(『エール大学所蔵文書』弘安四年九月十日、「鎌」一四四四九号)、別産を原則としながらも、夫の負債を妻が肩代わりし、妻の家に共に住んでいる様子がわかる。さらに、夫の留守中に俄に要用有りとして、妻と女子二人が夫の畠地を売却している例もある(『法隆寺文書』(貞永カ)元年十二月十九日「藤原姉子等家地売券」、『鎌』四四二〇号)。夫婦連名の売券に至っては数多く残されている。夫と妻が互いを「縁友」と呼び合い、菩提を弔い合うような関係は、こうした共同生活・共同経営に基づいて生じた夫婦の緊密性であり、その延長上に後家権が位置したのである。

## 注

(1) 初期の研究においては、女子相続は鎌倉時代全般を通じて一期分であるとの考えが主流であった。三浦周行「親子関係を中心としての家族制度」(『法制史の研究』、岩波書店、一九一九年)、中田薫「中世の財産相続法」(『法制史論集』卷一、岩波書店、一九二六年)、滝川政次郎「法制史上に於ける女性の地位」(『日本法制史研究』、有斐閣、一九四二年)、

石井良助「中世婚姻法」(『法学協会雑誌』六〇—二、一九四二年)、福尾猛市郎『日本家族制度史』(吉川弘文館、一九四八年)など等しくこの見解に立ち、ほぼ通説化していたことは、例えば井上清「新版日本女性史」(三一書房、一九六七年)も右の見解に基づいて記述されていることからわかる。これに対して、岡田章雄「中世武家社会に於ける女性の経済的地位」(『歴史と地理』六〇—三・四、一九三七年)は早くから実証的に永代譲与から一期分への流れを論じていた。だが、それが学界の主流となるのは五〇年代以降である。福尾猛市郎「鎌倉時代における女性の財産について」(『山口大学文学会誌』四—一、一九五三年)、辻村輝雄「中世武家女性の一期譲与」(『信州大学教育学部研究論集』九、一九五八年)などがその任を果たした。以後の女性相続に関する研究を、次にまとめて掲げておく。石村みち子「地頭職相伝上における女性の地位——入来文書を中心として——」(『国学院雑誌』七六—七、一九六一年)、加藤桂子「鎌倉時代における婦人財産権」(東京女子大学『史論』三、一九五五年)、杉谷昭「中世に於る女性の中継相続について」(『九州史学』五、一九五七年)、勝守すみ「新田氏一族の女性」(『歴史教育』一三一—八、一九六五年)、西村圭子「中世の女子相続制に関する二三の考察」(『歴史教育』一三一—八、一九六五年)、宮本義己「武家女性の資産相続——毛利氏領国の場合——」(『国学院雑誌』七六—七、一九七五年)、服藤早苗「平安時

代における相続について」(『家族史研究』二、一九八〇年)、同「平安時代の女性財産権——とくに相続財産を中心として——」(『お茶の水女子大学女性文化資料館報』二、一九八一年(服藤氏の兩論文は、同『家成立史の研究』校倉書房、一九九一、所収)、西村汎子「古代末期における女性の財産権」(『女性史総合研究会編『日本女性史』一、一九八二年)、五味文彦「女性所領と家」(『女性史総合研究会編『日本女性史』二、一九八二年)、拙稿「家領の相続に見る九条家」(『日本歴史』四八一、一九八八年)、また、前近代女性史研究会編『家族と女性の歴史』(吉川弘文館、一九八九年)所収の拙稿「中世における天皇家——女院領の伝領と養子——」、近藤成一「中世財産相続法の成立——分割相続について——」、後藤みち子「南北朝・室町期の女性の所領相続——単独相続との関係——」。

(2) 関口裕子「家父長制家族の未成立と日本古代社会の特質について」(『日本史研究』二四七、一九八三年)他、関口氏の一連の論文。義江明子『日本古代の氏の構造』(吉川弘文館、一九八六年)、吉田孝『律令国家と古代の社会』(岩波書店、一九八三年)、明石一紀『日本古代の親族構造』(吉川弘文館、一九九〇年)、服藤早苗「撰関期における『氏』『家』——『小右記』にみられる実資を中心にして」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』、吉川弘文館、一九八七年)、佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)、鈴木

国弘『在地領主制』(雄山閣、一九八〇年)、飯沼賢司「中世イエ研究前進のための試論」(『民衆史研究』二三、二四、一九八二年)、岸本光子「鎌倉期在地領主層における族的結合の構造」(『中央史学』九、一九八九年)、また前近代女性史研究会編前掲注(1)書所収の諸論文など。

(3) 後藤前掲注(1)論文。

(4) 飯沼賢司「『職』とイエの成立」『歴史学研究』五三九、一九八四年。

(5) 杉谷前掲注(1)論文、石村前掲注(1)論文、加藤前掲注(1)論文など。

(6) 岸本前掲注(2)論文。

(7) 服藤早苗「撰関期における受領の『家』と家族形態——三河守源経相の場合」(『日本歴史』四四七、一九八五年)。

(8) 米谷豊之祐「鎌倉時代における母権——特に猶子・継子との関係における」(『大阪城南女子短大研究紀要』一〇、一九七五年)。

(9) 脇田晴子「中世における性別役割分担と女性観」(『女性史総合研究会編『日本女性史』二、東京大学出版会、一九八二年)、同「母性尊重思想と罪業観——中世の文芸を中心に」(同編『母性を問う』上、人文書院、一九八五年)、大隅和雄「女性と仏教——高僧とその母」(東京女子大学『史論』三六、一九八六年)など。

(10) 峰岸純夫「金石文などにおける『縁友』について」(竹内

理三編『鎌倉遺文』月報一〇、東京堂、一九七六年）、同「中世社会の『家』と女性」（『講座日本歴史』三、東京大学出版会、一九八四年）、同「平安末・鎌倉時代の夫婦呼称の一考察——『女共』『縁友』『縁共』を中心に——」（『前近代女性史研究会編』『家族と女性の歴史』、吉川弘文館、一九八九年）、勝浦令子「院政期の宗教活動に見える夫と妻の共同祈願」（『高知女子大学紀要』人文・社会科学編三五、一九八七年）、黒田弘子「中世前期村落の女性——村落祭祀を通して——」（『前近代女性史研究会編』『家族と女性の歴史』、吉川弘文館、一九八九年）など。

(11) なお、後家についてはこの他、高木豊「中世の妻女と後家と後家尼」（『月刊百科』二四〇、一九八二年）、瀬野精一郎「鎌倉時代における改嫁について」（『史観』一〇七、一九八二年）などがある。

（付記）本稿脱稿の後、服藤早苗氏の「未処分財産の相続形態と女子・後家」（『家成立史の研究——祖先祭祀・女子・子ども』校倉書房、一九九一年）に接し、参考になる点が多いが、本稿では引用することができなかった。なお、本稿は一九八七年六月の比較家族史学会大会において報告したものであるため、当時刊行されていた『鎌倉遺文』三三卷までの古文書をもとに分析を加えている。本稿は一九八二年度、早稲田大学に提出した卒業論文の一部をもとに新たに書き改め

たものである。御指導いただいた瀬野精一郎先生、当時の大学院生諸氏にこの場を借りて感謝の意を表す。

（早稲田大学大学院・日本中世史）